

新型コロナウイルス感染症の拡大により
影響を受けている

砂川市内の 事業者の みなさまへ

事業継続・雇用関係・納税・保険料の納付などでお困りの
みなさまへの各種支援を実施しています。

協力金 給付金 助成金

道からの要請で休業

売上が前年比半減

売上が前年比20%以上50%未満減少

売上が前年比20%以上減少

宿泊業や飲食店の水道料金等支援

賃金が払えない

事業規模に応じた従業員の確保が必要

子の世話で従業員・自分が休業

融資 貸付

資金繰りのため融資を受けたい

休業により生活資金に不安がある

猶予

納税が今は厳しい

社会保険料などが払えない

水道料金などの支払いが厳しい

詳細は裏面をご覧ください



砂川市

砂川市ホームページ 新型コロナウイルス感染症関連情報

砂川市 コロナ 関連情報

https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kenkou_fukushi/hoken_iryuu/koronawiruskanrenjyouhou.html

砂川市作成（2020年5月18日作成）



相談

経営や資金繰りなどの悩み

北海道信用保証協会 ☎00120-279-540
(公財) 北海道中小企業総合支援センター ☎011-232-2001
北海道よろず支援拠点 ☎011-232-2407

雇用や賃金などの悩み

労働相談ホットライン
☎0120-81-6105

専門家派遣

課題に合わせたオーダーメイド型の助言・指導
(一社)中小企業診断協会北海道 ☎011-241-8556

どこに相談してよいか
わからない場合は…
商工振興係 54-2121

砂川市内の事業者のみなさまへ

協力金・給付金・助成金

道からの要請で休業

※期間によって休業要請の対象施設が異なりますので
注意してください

売上が前年比半減

売上が前年比20％以上50％未満減少

売上が前年比20％以上減少

事業規模に応じた従業員の確保が必要

宿泊業や飲食店の水道料金等支援

賃金が払えない

子の世話で従業員・自分が休業

資金繰りのため・融資を受けたい

休業により生活資金に不安がある

納税が今は厳しい

社会保険料などが払えない

水道料金などの支払いが厳しい

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧

掲載以外にもテレワークや新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する支援などがあります ※5月20日現在

休業協力・感染リスク低減支援金

休業支援給付金

経営持続化臨時特別支援金A

経営持続化臨時特別支援金B

持続化給付金

中小企業事業継続支援給付金

中小企業店舗等確保支援給付金

飲食業等雇用継続支援給付金

水道料金等支援給付金

雇用調整助成金

小学校休業等対応助成金

（雇用者/個人事業主等）

砂川市の新型コロナウイルス 対策資金

北海道の融資・日本政策金融公庫 融資・商工中金の危機対応融資

個人向け緊急小口資金などの特例

国・道税の納税などの猶予、減免 市税の納税の猶予

厚生年金保険料などの納付猶予

上下水道料金の支払いの相談

道からの要請で遅くとも4月25日～5月15日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主に対して支援金を支給します。
法人：**30万円**、個人事業主：**20万円**、19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：**10万円**

道からの要請で遅くとも4月25日～5月15日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した**個人事業主に対して**、給付金 **10万円**を支給します。

国の提唱する「新しい生活様式」を実践するとともに、道からの要請でおそくとも5月19日～5月31日までの期間を継続して休業または酒類の提供時間を短縮した事業者 に対して支援金を支給します。1 事業者：**10万円**

国の提唱する「新しい生活様式」を実践するとともに、休業要請の対象外だが長期間の外出自粛や自主的な休業により、月の売上が前年から1/2以下になった事業者の方に**5万円を支給**します。※令和2年1月以降3月末までに開業した方について特例あり

売上が前年同月比50％以上減少した事業者に以下の範囲内で給付金を支給します。法人：**上限200万円**、個人事業主：**上限100万円**

売上が前年同月比20％以上50％未満減少した、対象事業者※に**一律30万円**の給付金を支給します。 ※ **食料品製造業、印刷業、宿泊業、飲食店、理容・美容業、衣服・身の回り品・飲食料品小売業（フランチャイズ除く）、写真業・葬儀業、娯楽業、貸衣しょう業、一般乗用・貸切旅客自動車運送業の業種**

売上が前年同月比20％以上減少した、対象事業者※に**店舗などに係る月額家賃（5万円限度）を3か月**を給付します。

宿泊業、飲食店において従業員が令和2年2月中に勤務している場合に支給されます。6人以上10人以下 **30万円** 11人以上20人以下 **50万円** 21人以上 **70万円**

宿泊業や飲食店に係る月額上下水道料金（水道料金用途「業務用」に限る。）を**3か月（令和2年4月分から6月分）全額給付します。**

一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。助成率：中小企業**4/5**(要件を満たす場合 **最大10/10**)、大企業**2/3**

臨時休業などに伴い子どもなどの世話で休業をした場合助成金を支給します。
・従業員に有給休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主：1日あたり**上限 8,330 円**
・個人事業主またはフリーランス：1日あたり **4,100 円（定額）**

市で1年以上の営業実績。市税の滞納がない。北海道信用保証協会の対象業種。新型コロナウイルス感染症の影響で直近1か月の売上が前年同月と比較し5％以上の減少で、**最大500万円、7年以内の貸付で利子と保証料を補助します。**

北海道は融資金額、最大6,000万円以内、据置最大5年、一定の要件で3年間実質無利子・保証料減免。日本政策金融公庫・商工中金は当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などを理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付などを実施しています。

国税・道税の納税の猶予・減免などが受けられます。
市税については「徴収猶予」が適用される場合があります。

厚生年金保険料などの納付の猶予が受けられます。

上下水道料金の支払いの相談を水道企業団で受けています。

北海道休業協力・感染リスク低減支援金 お問い合わせセンター ☎ 011-351-6469

商工振興係
☎ 54-2121

AとBはどちらかのみを受け取ることが出来ます
休業要請専用ダイヤル
☎ 011-206-0104
☎ 011-206-0216

持続化給付金事業コールセンター
☎ 0120-115-570

商工振興係
☎ 54-2121

土木課管理係
☎ 54-2121

ハローワーク滝川TEL22-3416
※ハローワーク砂川では申請不可

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
☎ 0120-60-3999

北洋銀行、北海道銀行、北門信用金庫、空知商工信用組合の砂川支店

北海道中小企業課TEL011-204-5346
日本政策金融公庫TEL0120-154-505
商工中金TEL0120-542-711

砂川市社会福祉協議会
☎ 52-2588

市税：納税係
☎ 54-2121
国税：札幌国税猶予相談センター
☎ 011-261-2251
道税：空知総合振興局納税課
☎ 0126-20-0055

日本年金機構砂川年金事務所
☎ 28-9002

中空知広域水道企業団
☎ 53-3831

融資・貸付

猶予